

保育所等現況届チェックリスト

市 確認日： / 確認者：

○注意事項

- ・現況届の内容を確認し、令和8年4月からの保育料を決定します。該当のある書類は全て提出してください。提出の書類によって保育料が変わることがあります。
- ・期限までに現況届が提出されない場合は、継続の希望がないものとして原則退所になります。後日、退所届を送付します。

<①共通して提出する書類>

- ☐ 令和7年度子どものための教育・保育給付現況届・補助調書（両面）
- ☐ 保育所等現況届チェックリスト（この用紙です）
- ☐ 令和8年4月時点の保育の必要性の事由を証明する書類（世帯によって異なります。下記の<②保育の必要性を確認する書類>の該当する書類を御提出ください。）

※その他必要と考えられる書類を同封しています。必要な書類のみ御提出ください。

<②保育の必要性を確認する書類>

※同一生計、又は同住所の方全員分の証明書が必要です。（単身赴任、世帯分離を含む）

※18歳（高校生を除く）以上64歳以下の場合は、書類が必要です。（在園児のきょうだいを含む）

※証明書は、令和7年10月1日以降に発行されたものに限ります。

※きょうだいが4月入所申込みを行う場合は、現況届で提出する就労証明書などはコピーで構いません。入所申込みに原本を添付してください。

令和7年4月の 保育の必要性	必要な書類
就労の場合	☐ 就労証明書 ●<u>自営業の場合は、追加で下記のいずれか一つの書類が必要です</u> ☐ 営業許可書の写し ☐ 開業届（控）の写し ☐ 登記事項証明書の写し ☐ 確定申告書（控）等の事業の収入を証明するものの写し ☐ その他自営（内職）が確認できる書類
妊娠又は出産後間もない場合 （出産予定日から前6週を含む 月から後8週含む月まで）	☐ 母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日又は誕生日が確認 できるページ）又は診断書
保護者等の疾病、障がいの場合	☐ 診断書（保育ができない期間の記載が必要）又は障害者手帳 等の写し
同居または長期入院している親 族の介護、看護の場合	☐ 介護（看護）状況申告書（様式有） ☐ 診断書（保育ができない期間の記載が必要）又は障害者手帳 等の写し
災害復旧の場合	☐ リ災証明書等事実を証明できる書類
就学中の場合 （在園児のきょうだいが該当する 場合、右の書類が必要になりま す。）	※<u>次の書類が全て必要です</u> ☐ 学生証、在学証明書又は職業訓練の受講を説明する証明書 ☐ 時間割など、就学時間がわかる書類

育児休業取得中及び取得予定の場合	●育児休業取得中（現況届の保育の必要性の事由が「育児休業」になっている場合） ☐ 就労証明書 ●これから（令和8年3月までに）育児休業を取得する場合 ☐ 育児休業の申立書 （別途、変更の手続きが必要です。）
今後、退職の予定があり求職活動を考えている場合	☐ 退職日によって手続きの時期が異なるため、保育課保育・学童担当まで御連絡ください。
※例外 令和7年10月時点で求職活動中の場合	☐ ハローワーク求人の受付票又は求職活動の状況が分かる申立書 <u>※有効期間満了前に就労が開始できない場合は、継続して在籍することはできません。</u>

＜その他該当のある場合に提出する書類＞

同一住所地で、祖父母等と二世帯住宅（完全別居）で生活している場合	☐ 公共料金請求書又は領収書の写し（世帯ごと） ※それぞれの世帯の電気代、水道代、ガス代、 全て必要 です。
ひとり親の場合（離婚予定の場合）	<u>次のいずれかの書類を提出してください。</u> ☐ 児童扶養手当証書の写し （更新手続き中の方はその旨余白に記入して下さい） ☐ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ☐ 裁判所より発行される離婚調停中である旨が証明できる書類 ☐ 離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明 （公正証書など） <u>※上記書類の提出があったとしても次の項目に当てはまる場合は同一生計とみなし、ひとり親家庭に該当しません。</u> ・元夫（妻）と住所地が同一の場合 ・元夫（妻）と住所地は別だが、生活費の授受がある場合 （裁判所の判決による養育費の支給は除く。） ・内縁の夫（妻）がいる場合
生活保護を受給している場合	☐ 生活保護受給者証の写し
同住所に右に該当する方がいる場合（年齢問わず）	<u>手帳又は、証書の写しを提出してください。</u> ☐ 身体障害者手帳所持者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持者 ☐ 特別児童扶養手当の支給児童 ☐ 障害者基礎年金の受給者

＜保育の必要性、氏名や住所などに変更がある場合＞

令和7年度中に変更があった、又は令和8年3月までに変更の予定がある場合、手続きが必要になります。同封の「**変更時の手続き方法一覧**」を確認し、現況届とは別に提出をしてください。（必要書類は、在籍している施設（市内施設のみ）からもらうかHPからダウンロードしてください。）
なお、変更で提出する書類が現況届でも必要な場合（就労証明書など）は、お手数ですが現況届にコピーを添付してください。